

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『民事司法の機能強化について』

- 1 開催日時 平成28年5月18日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者（50音順・敬称略）
地裁委員 大家教正（兼務），海保一恵（兼務），柏川法潤（兼務），高橋弘道，戸田久（兼務），富川泰志，羽原美奈子，宮嶋睦子，武藤貴明
家裁委員 穴口シゲ子，大家教正（兼務），海保一恵（兼務），柏川法潤（兼務），小林史人，高橋祐喜，竹村康治，田畑姫都美，千葉胤久，戸田久（兼務）
事務局 菊地弘恭民事首席書記官，石田有二刑事首席書記官，宮木隆壽家裁首席書記官，井田久敏地家裁事務局長，樽本光弘地裁事務局次長，片桐芳孝家裁事務局次長，高橋直希地裁総務課長，堤正則地裁総務課課長補佐
- 4 議 事
 - (1) 開会宣言
 - (2) 委員交替の報告
 - (3) 委員長の選出
各委員会の委員全員一致で戸田久委員が各委員長に選任された。
 - (4) 新任委員の自己紹介
 - (5) 委員長代理の指名
武藤貴明委員が地方裁判所委員会委員長代理に，高橋祐喜委員が家庭裁判所委員会委員長代理に，それぞれ指名された。
 - (6) 事件動向の説明

事務局から、平成23年から平成27年までの旭川地方・家庭裁判所管内の事件動向を説明した。

(7) 説明等（本日のテーマ「民事司法の機能強化について」）

ア 武藤委員（裁判官）及び事務局から、第1審における民事訴訟手続の概要及び統計に基づいた審理の傾向の概要について説明した。

イ 通常法廷，ラウンドテーブル法廷及び和解室を見学し，事務局から，各室内の設備や行われる手続等について説明した。

(8) 意見交換等

委員長 市民目線で民事司法はどのように見えているかについて，御意見を伺いたい。

委員 仕事をしているので裁判に関わるようなことになったら大変だという思いがある。

委員 先ほど口頭弁論は原則公開であるという説明があり，公開するのは当然という思いもあるが，プライバシーに関する事への対応をどのようにしているのか，非公開である争点整理の手続きを使い分けて対応しているのかという疑問を感じた。

委員 裁判は歴史的な背景があり，密室で裁判をすることによって権力者が人権を弾圧するようなことがあってはならないということから公開が原則となっているが，今の時代はプライバシーや個人情報の保護が求められている時代であり，時代の要請と伝統的な要請をどのように調和させるかというところが非常に大きなテーマになっている。弁論準備手続は原則非公開となっているので，そのような手続きをうまくかみ合わせることによって，全てをさらけ出すことなく手続きを行うことは可能な状況にはなっている。また，裁判に出てくる資料にはプライバシーに関わる部分もあるが，秘匿決定といって，関係者以外は見れないようにする決定をして，プライバシーに配慮するということ

も可能になっている。ただし、原則公開であるという部分はゆるがせないところなので、自分以外誰にも見せないで裁判所だけに見てほしいといったことはできず、当事者としても悩ましいところであると思いつつ、なるべく公開の要請とプライバシー保護の要請を調和させるように裁判所としても日々頭を悩ませているところである。

委員長 昔は、紛争が起きても、地域の顔役が仲裁したり、業界団体内部で解決することが多かったようだが、最近ではそのような仕組みが失われつつあるとも聞く。そのような実感はあるか。

委員 各業界の属している集団の中で調整機能があったような気がするが、時代とともに紛争の内容が専門化してきていることで失われてきたのではないか。また、家族間や親族間の問題についても親戚間の交流が浅くなり調整する人がいなくなってきたのではないかと思う。

委員長 裁判の迅速化に関する法律が施行されてから約13年経ったが、民事裁判の迅速化を実感しているかについて、弁護士の委員から御意見を伺いたい。

委員 迅速化は実感していないが、これ以上審理期間を短くするのは難しいのではないかという気がしている。平均審理期間が10か月程度で、その間に期日が8回位は必要だとすると、期日間を短くするしか方法はないのではないかと思っている。弁護士としては、例えば50件位の件数を扱っていて、1か月に20日間の開廷があるとすれば、1日に2.5件は期日があることになるので、それはなかなか厳しいという気がしている。

委員長 裁判の質という面では変化を感じているか。迅速化を目指すあまり、必要な審理がおろそかになっていないかについて、弁護士の委員から御意見を伺いたい。

委員 裁判の質といっても切り口はいろいろとあると思うが、訴訟代理人

として活動している立場から言うと、迅速化ということもあるが、代理人の活動がどれだけ期日間に充実できるかということが重要であり、代理人の質にかかわってくるのではないかと思っている。司法制度改革で法曹人口が増えて弁護士が急増しており、弁護士会でも研修を行っているが、弁護士になってからしばらく実務を経験しないと、なかなかある程度のレベルにはならないと思うので、そこが一つの課題だと思っている。弁護士になってから指導を受けられれば良いが、受けられない人もいるので、そのような弁護士のレベルをどのように上げていくのかということが裁判の質を高めていくためにも必要だと思っている。

委員長 民訴法改正後、争点整理手続が適切に行われていると感じているか。

委員 概ね適切に行われていると感じている。ケースバイケースではあるが、事件というのは弁護士が受任した後、相手方から出てきた証拠などによって方針を変えなければいけないこともある。そういうことに対しては、あまり強権的にやりすぎても当事者が納得できない解決になってしまうので、裁判所としても柔軟に対応していただければもっと良くなるのではないか。

委員長 適正かつ迅速な民事裁判の実現のためには争点整理手続の充実が重要と考えているが、旭川地裁ではどのような取組を行っているのか、民事部総括裁判官である武藤委員から説明していただきたい。

(武藤委員から、旭川地裁における争点整理を充実させるための取組と課題について説明した。)

委員長 武藤委員からの説明に対し、弁護士の委員から御意見があれば伺いたい。

委員 争点整理手続は適切に行われていると思う。争点整理がうまくいかない要因として裁判所内の要因と裁判所外の要因があるという説明が

あったが、事件自体が複雑ということで争点整理がしづらいということもあるのではないか。また、民事訴訟制度も変わってきているので臨機応変に対応するのもかなり難しく、事件の性質によっても争点整理がしづらいということがあるのではないか。

委員長 先ほど若手弁護士のレベルの問題が話に出ていたが、その点はどのように感じているか。

委員 10年前には若手弁護士の問題は出ていなかったような気がしている。実際には若手と言っても30代半ばであったり、一般社会では若手というのもどうかと思うし、若手と言っても千差万別であり、中堅もベテランも千差万別なので、若手弁護士に特化してスキルが未熟だという評価をするのはどうかと思っている。

委員 先ほど武藤委員から説明のあった裁判所と若手弁護士との研究会や民事訴訟の審理に関する懇談会の取組については、裁判所が何を考えているのかを弁護士側に直接伝えることができるという点で良い取組だと思っている。また、先ほどの説明の中で、弁護士に対し主張の撤回を促しても依頼者との関係で撤回できないという対応をされることのあるとの指摘があったが、弁護士の業界では非常に競争が激しく、若い弁護士が増えている。昔の弁護士のように依頼者を説得できなければいけないと思うが、依頼者が自分の親のような年代であったりするケースが増えてきており、そういった依頼者に対して説得をすることが難しくなっているのではないかと感じている。

委員長 民事司法では広い意味で「裁判の質の向上」ということが課題となるが、「質の向上」という観点から組織としての取組例があれば紹介していただきたい。

委員 旭川市では、職員のスキルアップを図り、それを維持していくことが重要ということで、即効性はないが、職員研修を重点的に行ってい

かなければならないと考えている。特に新規採用職員については初年度に3回に分けて合計10日間ほどの日程で、基本的な接遇のマナーやトラブル対応などの研修を行っている。今回のテーマとは直接関係はないが、市民サービスの質の向上ということから、6月の議会で手話条例を制定し、職員に対しての手話研修を新たな取組として行っているところである。このような取組を地道に継続的に行っていくしかないと考えている。

委員長 研修の種類は充実してきているのか。

委員 基礎研修から始まり段階的にポストによって受ける研修が変わってくる。人員と予算の関係から工夫をしながら行っている状況である。

委員長 研修の成果は上がっているか。

委員 職員からの要望が強いのはクレーム対応の特殊研修であり、重点的に行っている研修である。人事課に配置している接遇アドバイザーが研修に出向いたり、覆面という形で職場を回って研修の題材を見つけるということも行っている。新人職員の研修でも接遇アドバイザーの研修は好評である。

委員長 専門訴訟への対応について、武藤委員から説明していただきたい。

(武藤委員から、旭川地裁における専門訴訟への対応について説明した。)

委員長 民事裁判の質という面から、市民目線では近年変化を感じているか。

委員 民事事件が減少傾向にあるという説明があったが、それは制度の問題なのか、それとも経済情勢などの社会的な要因なのか。また、事件数に対して、弁護士の数が適正なのかという点が疑問に感じた。

委員長 減少の要因というのは非常に難しいところで、考え方によっては、そもそも管内の人口が減ってきていることが要因ということも考えられるし、いろいろな要因が考えられるところである。

委員 裁判には時間と手間がかかるとよく言われるが、それが要因で裁判

を諦めるということが本当にあるのか。また、裁判の迅速化により事件が増加するのかという疑問がある。

委員 司法書士は裁判所に提出する書類の作成や簡裁民事事件の訴訟代理人として関与しており、少額の案件で相談を受けることがある。訴訟を提起しても、結局、回収の見込みがなければ無駄なことになってしまうということがある。また、裁判費用を気にしている人も多く、法テラスで援助を受けられるが、あくまでも立替えであり返済していかなければならないので、なかなか訴訟まで踏み切るのが難しいということもあるのかもしれない。解決方法の一つとして民事調停を勧めることもあるが、抵抗を示す人がかなりいる。調停というのは裁判所を利用した話し合いであることを説明しても、そもそも裁判所で紛争を解決しようという考えを持っている人があまり多くないと感じている。一般市民としては、裁判の質という面で何か気になるということはないのではないかと思っている。

(9) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし、テーマを「裁判員制度について」（仮題）として、平成28年12月1日（木）午後1時30分に開催することとされた。

(10) 閉会宣言

配 布 資 料

- 資料 1 統計グラフ「旭川地裁管内民事事件申立状況（平成23年から平成27年）」
- 資料 2 統計グラフ「旭川地裁管内刑事事件状況（平成23年から平成27年）」
- 資料 3 統計グラフ「旭川家裁管内事件状況（平成23年から平成27年）」
- 資料 4 スライド画面「第 1 審における民事訴訟手続の概要」
- 資料 5 統計グラフ「新受件数及び平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体）（全国）」及び「新受件数の推移（民事第一審訴訟（過払金等）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））（全国）」
- 資料 6 一覧表「事件類型別の既済件数及び平均審理期間（民事第一審訴訟）（平成27年・全国）」
- 資料 7 統計グラフ「新受件数及び平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体）（旭川地方裁判所）」及び「新受件数の推移（民事第一審訴訟（過払金等）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））（旭川地方裁判所）」

（配布資料添付省略）